（平成２３年２月２日報道資料抜粋）

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

１．今回のあっせん等の概要

（１）年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの　　８件

国民年金関係　　３件

厚生年金関係　　５件

（２）年金記録の訂正を不要と判断したもの　　11件

国民年金関係　　４件

厚生年金関係　　７件

静岡国民年金　事案1324

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年５月から 56 年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和23年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和55年４月から56年３月まで

私は、申立期間当時転職をしたが、転職先は社会保険が完備されていなかったため、国民健康保険及び夫婦の国民年金の加入手続を行い、夫婦分の保険料を納付したことを記憶しているので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第３　委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳には、申立期間に係る国民年金加入記録が記載されており、オンライン記録との齟齬（そご）も無いことから、申立人が申立期間に係る加入手続を行い、申立人に対して同期間に係る納付書が発行されていたことは明らかである。

また、申立人は申立人の元妻の国民年金保険料も納付したと述べているところ、元妻の申立期間に係る国民年金被保険者種別は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の得喪に合わせて任意と強制の変更が適切に行われている上、元妻の申立期間に係る保険料は納付済みであることから、申立人の保険料が未納とされていることは不自然である。

さらに、申立人の国民年金加入期間において、保険料が未納とされているのは申立期間のみであり、かつ12か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、昭和55年４月については、申立人は厚生年金保険被保険者であることから、同年同月を納付済期間として記録を訂正することはできない。

静岡国民年金　事案 1325

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年７月から 57 年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 26 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和 46 年７月から 50 年３月まで

②　昭和 50 年７月から 52 年６月まで

③　昭和 55 年７月から 57 年３月まで

私は、申立期間①は、国民年金加入当初であり、保険料の支払い後に年金手帳にスタンプを押された記憶があり、申立期間②の頃も、近くの市役所支所に姉と一緒に保険料を支払いに行った記憶がある上、申立期間③の頃は主人とレストランを営んでおり、保険料の支払いが滞るようなことは考えられず、申立期間が未納期間とされていることに納得がいかない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、自身が 20 歳になった頃に当時居住していた市の市役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、加入当初は、同出張所で年金手帳に検認印を押してもらう方法で国民年金保険料を納付していたと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 50 年５月に払い出されており、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人はこの頃初めて加入手続を行い、20 歳到達時まで遡って国民年金被保険者資格を取得したものと推認できる。このことから、上記の加入手続を行うまで申立期間①は未加入期間であったことになり、申立人の主張する方法で保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人は、保険料をまとめて納付したことや、納付金額の覚えは無いとしていることから、申立期間①に係る保険料を加入手続後に遡って納付したことも推認し難い。

さらに、申立期間②については、同期間途中まで婚姻していた元夫と同様

に、昭和 50 年度の保険料の納付が同期間直前の昭和 50 年６月までとなっている上、保険料の請求は住所地の自治体により行われるところ、申立人及びその家族の証言から、申立人は、51 年の初頭には住民票を異動すること無く転居していた様子がうかがえることから、以後、申立人が転居先に実際に住民票を異動したことが確認できる 52 年 10 月までの間に、申立人の手元に確かに納付書等が届き保険料の納付を行い得たとは推認し難い。

一方、申立期間③は、21 か月と比較的短期間である上、申立人は、上記住民票の異動以後、申立人が昭和 58 年２月に会社に就職するまでの間に、申立人の住所や、申立期間③当時勤務していた飲食店の経営状態等にも特に変化は無かったとしており、前後の期間が納付済みとなっているにもかかわらず申立期間③が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年７月から 57 年３月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

静岡国民年金　事案 1326

第１　委員会の結論

申立人の昭和 37 年１月から同年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　昭和 12 年生

住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 37 年１月から同年３月まで

結婚してから、国民年金保険料や税金などの納めるべきものは滞納すること無くすべて納付してきたつもりである。最初の年でもあるし、申立期間が未納とされていることにはどうしても納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入期間において、国民年金保険料が未納とされているのは申立期間のみであり、かつ３か月と短期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 38 年９月に払い出されており、同記号番号の払出日を基準とすると、昭和 36 年度及び 37 年度に係る保険料は過年度納付されたことが推認できるところ、申立期間の保険料を前後の期間と同様に過年度納付できない事情も見当たらないことから、申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、オンライン記録上、申立人の昭和 36 年度の保険料は昭和 36 年４月から同年 12 月までが納付済みとされ、37 年１月から同年３月までは未納とされているところ、59 年頃行われた事務処理のオンライン化時の取扱いでは、それまでの年度において保険料が一部未納となっている記録がある被保険者については、当該被保険者の被保険者台帳を特殊台帳としてマイクロフィルムに転写し、社会保険事務所（当時）で保管することとされていたが、申立人の特殊台帳（マイクロフィルム）は保管されておらず、申立人の年金記録は必ずしも適切に管理されているとは言えない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

静岡厚生年金　事案 1496

第１　委員会の結論

申立人は、昭和 40 年８月７日から同年 10 月 20 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められ、かつ同年 10 月 20 日から 42 年１月 10 日までの期間において厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のＡ事業所における資格喪失日に係る記録を同年１月 10 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 40 年８月から 41 年９月までは１万 4,000 円、同年 10 月から同年 12 月までは１万 6,000 円とすることが必要である。

また、事業主は、申立人に係る昭和 40 年８月７日から同年 10 月 20 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 24 年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 40 年８月７日から 42 年１月 10 日まで

社会保険庁（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間についてＡ事業所で厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、当該期間も継続して勤務していたことは確かであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人が提出した写真、複数の元同僚の証言、雇用保険の被保険者記録等により、申立人が申立期間においてＡ事業所に勤務していたことが推認できるが、オンライン記録によると、申立期間について、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認ができない。

しかし、申立期間のうち、昭和 40 年８月７日から同年 10 月 20 日までの期間については、申立人は、「自分は、昭和 40 年４月１日に集団就職でＡ事業所に入社してから退職するまでの２年間ぐらいは勤務形態の変更も無く、正社員として勤務し、同事業所での寮生活も続けていた。」と述べているところ、申立人が記憶する元上司は、「申立人は、集団就職で入社してＡ事業所の寮に

入っていた。申立人は、２年ぐらいは勤務しており、入社後４か月ぐらいで退職したということはない。厚生年金保険料も継続して給与から控除されていたはずだ。」と証言している。
また、申立人が同期入社だったとする複数の元同僚は、「申立人と自分は同期入社であり、Ａ事業所の寮も同じだった。申立人が入社後４か月ぐらいで退職や休職したことは無く、２年ぐらいは勤務し、寮でもずっと一緒だった。」と証言しており、当該複数の元同僚は、オンライン記録から、申立期間において厚生年金保険被保険者であることが確認できる。
さらに、申立期間当時の社会保険事務担当者は、「申立人に係る厚生年金保険の届出については不明だが、当時の上司や複数の同僚が申立人は２年ぐらいは勤務していたとしているのであれば、申立人は、申立期間も継続して勤務し、厚生年金保険料も継続して給与から控除されていたと思う。」と証言している。
加えて、雇用保険の加入記録によれば、申立人は、Ａ事業所において、昭和40 年４月１日から 42 年１月９日まで継続して被保険者となっていることが確認できる。
申立期間のうち、昭和 40 年 10 月 20 日から 42 年１月 10 日までの期間については、Ａ事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、資格喪失日の記載は無いものの、申立人の旧氏名と同姓同名かつ生年月日が同じで、申立人の当該事業所での厚生年金保険の記号番号と一致する記録が発見され、当該記録では、40 年 10 月 20 日に被保険者資格を取得し、41 年 10 月に標準報酬月額の定時決定が行われていることが確認できる。
また、申立人は、昭和 41 年９月 26 日付けのＡ事業所での団体旅行の写真を所持しており、申立人が同期入社だったとする複数の元同僚は、「申立人は、２年ぐらいはＡ事業所で勤務していた。」と証言している。
さらに、雇用保険の加入記録によれば、申立人は、Ａ事業所において、昭和40 年４月１日から 42 年１月９日まで継続して被保険者となっていることが確認できる。
以上のことから、当該記録は申立人に係るものであると認められ、申立人のＡ事業所における厚生年金保険の資格喪失日は、雇用保険の記録から、昭和42 年１月 10 日とすることが妥当である。
これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和 40 年８月７日から同年 10 月20 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められ、かつ同年 10 月 20 日から 42 年１月 10 日までの期間において厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のＡ事業所における資格喪失日に係る記録を同年１月 10 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るＡ事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、40 年８月から 41 年９月までは１万 4,000 円、同年 10月から同年 12 月までは１万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る昭和 40 年８月７日から同年 10 月 20 日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

静岡厚生年金　事案 1497

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　:　女
基礎年金番号　:
生 年 月 日　:　昭和 14 年生
住　　　　所　:

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　:　昭和 31 年４月１日から 35 年 12 月 26 日まで

社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より後の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、２回の被保険者期間のうち、支給日直近の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立人は脱退手当金が支給決定されたこととされている日から間もなくして別の事業所に再就職し、厚生年金保険の被保険者となっていることを踏まえると、その直前に脱退手当金を請求するというのは不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

静岡厚生年金　事案1498

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ事業所における資格喪失日に係る記録を平成２年10月１日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和17年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　平成２年９月30日から同年10月１日まで

社会保険事務所（当時）に年金記録の確認を行ったところ、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。

給与明細書から厚生年金保険料が控除されており、Ａ事業所に平成２年９月30日まで在籍していたと認識しているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細書及びＡ事業所の事業主の回答から判断すると、申立人は、平成２年９月30日まで当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額及び申立人に係るＡ事業所における平成２年８月のオンライン記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「申立人の給与から申立期間に係る保険料を控除したが、申立てどおりの届出はしておらず、保険料を納付していない。」と回答していることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は申立人に係る平成２年９月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後

に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

静岡厚生年金　事案 1499

第１　委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 17 年７月１日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、20 年８月 31 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、１万円とすることが妥当である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和２年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 17 年４月１日から 20 年８月 31 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、Ａ事業所での厚生年金保険の被保険者記録について資格喪失日を特定できないため、年金記録を回復できないとの回答を得た。

申立期間においてＡ事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 17 年７月１日から 20 年８月 31 日までの期間について、Ａ事業所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名である厚生年金保険被保険者の記録が発見され、当該記録では、健康保険番号＊番、資格取得日は 17 年７月１日と確認できるが、資格喪失日の記入が無い。

しかし、上述の被保険者名簿に記載されている年金番号をオンライン記録において確認したところ、申立人の氏名と類似し、生年月日が同一である厚生年金保険被保険者の未統合記録が発見され、当該記録は、昭和 17 年７月１日に資格を取得し、20 年８月 31 日に資格を喪失となっていることが確認できる。

また、申立人がＡ事業所で一緒に勤務していたとしている同僚は、オンライン記録によると、当該事業所において昭和 17 年７月１日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、20 年８月 31 日に資格喪失をしていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該記録は申立人に係るものであると推認で

き、Ａ事業所の事業主は、申立人が昭和 17 年７月１日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、20 年８月 31 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年 12 月６日法律第 78 号）附則第３条の規定に準じ、１万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 17 年４月１日から同年６月 30 日までの期間について、厚生年金保険法の前身である労働者年金保険法が施行されたのは同年６月１日であるから、申立人は、同日よりも前の期間において労働者年金保険法上の被保険者となることはできない。

また、オンライン記録によると、Ａ事業所が労働者年金保険の適用事業所となったのは、昭和 17 年７月１日とされているところ、Ａ事業所は既に閉鎖しており、同日よりも前の期間における厚生年金保険の適用、保険料控除の状況について確認することができなかった。

このほか、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金　事案1500

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ事業所Ｂ事業場における資格喪失日に係る記録を昭和52年４月１日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和15年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和52年３月31日から同年４月１日まで

年金事務所に厚生年金保険被保険者記録照会を行ったところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があった。同一企業内のＢ事業場からＣ工場に転勤した時期であり、申立期間はＡ事業所Ｂ事業場に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細、雇用保険の加入記録、Ａ事業所から提出された申立人の人事記録及びＡ事業所Ｂ事業場の回答から判断すると、申立人はＡ事業所に継続して勤務し（昭和52年４月１日にＡ事業所Ｂ事業場からＡ事業所Ｃ工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細の昭和52年３月の報酬月額から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和52年４月１日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年３月31日と誤って記録したとは考え難いことから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年３月の保険料について納入する告知を行っておらず（社会保険事務所が納入

の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

静岡国民年金　事案1327

第１　委員会の結論

申立人の昭和41年７月から44年12月までの期間、45年４月から46年６月までの期間及び48年４月から50年３月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和21年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和41年７月から44年12月まで
②　昭和45年４月から46年６月まで
③　昭和48年４月から50年３月まで

私は、母親から年金の重要性を聞かされたのがきっかけで、国民年金保険料を納付し始めており、納付しに行ったことをはっきりと記憶している。

また、納付が滞り、市職員から「遡って納付することができます。」と言われ、数回分をまとめて納付したこともはっきりと記憶している。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年７月頃、当時居住していた市の市役所で加入手続を行ったと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、52年７月に払い出されたことが確認でき、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、この頃国民年金の加入手続を行い、20歳到達時に遡って国民年金被保険者資格を取得したものと推認できる。このため、加入手続を行ったとみられる同年同月頃までは、申立人は国民年金に未加入であったことになり、申立期間当時、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人は、ある時期、保険料の納付が滞り、市職員から「遡って保険料を納付できます。」との説明を受け、遡って保険料を納付した記憶があると述べているところ、上記の加入手続時点で申立期間は既に時効のため、遡って保険料を納付することはできない上、申立人の特殊台帳（マイクロフィルム）及び現住所地の市（上記昭和52年７月に申立人が国民年金加入手

続を行った頃、居住していたとみられる市）の記録から、上記の加入手続時点で時効前であり、納付が可能であった昭和 50 年４月から 52 年３月までの保険料が過年度納付されていることが確認できることから、遡って保険料を納付したとする申立人の主張は、この過年度納付を指すものと考えても不自然ではない。

さらに、特殊台帳（マイクロフィルム）及び申立期間後に申立人が居住した２市（現住所地の市を含む）の記録でも、申立期間に係る保険料は未納とされている上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金　事案 1328

第１　委員会の結論

申立人の昭和 42 年９月から 43 年３月までの期間、43 年 12 月から 44 年２月までの期間、45 年４月及び同年５月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 19 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和 42 年９月から 43 年３月まで

②　昭和 43 年 12 月から 44 年２月まで

③　昭和 45 年４月及び同年５月

私は、母親等が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は３か月に１度ぐらい集金で納めていたことを覚えており、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、自身の国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付には直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親等も既に他界しているため、当時の状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 45 年９月に払い出されており、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、この頃初めて申立人の加入手続が行われたと推認される。このため、加入手続が行われるまで、申立人は国民年金に未加入であったことになるほか、申立人は同年６月から国民年金被保険者資格を取得しており、同年５月以前の申立期間については、被保険者資格を有していないことから、保険料の納付を求められることも無かったと考えられる。

さらに、申立人の母親等が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金　事案 1329

第１　委員会の結論

申立人の昭和 41 年４月から 42 年３月までの期間及び 44 年４月から 49 年３月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 18 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和 41 年４月から 42 年３月まで

②　昭和 44 年４月から 49 年３月まで

私は、申立期間当時居住していた町の町内会の婦人会が国民年金保険料の集金に来てくれたので納付していた。領収書は手元に無く、年金手帳も紛失してしまったが、婦人会の納付の記録を見てくれれば分かるのでお願いしたい。申立期間が未納とされているのは納得がいかない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、長きにわたる国民年金加入期間のうち、大半が未納とされている一方で、申立期間については国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立期間の保険料納付に係る記憶は、婦人会の集金により納付していたとするのみであり、集金による保険料の納付は、納付済みとされている期間にも該当することから、申立人の保険料納付に係る記憶をもって、特に申立期間について保険料を納付していたことをうかがい知ることはできない。

また、申立人は、申立期間の保険料をその夫の分と合わせて納付していたと述べているが、その夫も申立期間の保険料は未納とされている。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金　事案1330

第１　委員会の結論

申立人の昭和46年３月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和25年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和46年３月

申立期間は、職場を退職して次の職場に就くまでの間である。国民年金の加入手続、保険料納付などに関する詳細な記憶は無いが、納付書が送付されれば、保険料を納付していると思うので、第三者委員会で調査確認をしてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、国民年金の加入手続を行っていれば、親が保険料を納付してくれていたはずであると述べているところ、申立人自身は、加入手続を行ったような記憶は無いとしている上、申立期間の保険料を納付したとするその親（両親）も既に他界しており、当時の状況は不明である。

また、申立人が申立期間当時、国民年金に加入していた場合、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたと考えられるところ、同記号番号が払い出されたことはうかがえず、申立期間は未加入期間とされている上、申立人が居住する市の記録にも申立人が国民年金に加入した記録は無く、オンライン記録との齟齬（そご）も無い。

さらに、申立人は、申立期間に国民健康保険料も加入手続が行われていれば、保険料を納付していたはずであるとも述べているところ、申立人が居住する市の記録では、申立期間当時、国民健康保険にも加入していなかったことが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡厚生年金　事案 1501

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 10 年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和 55 年５月 20 日から 57 年３月 21 日まで（Ａ事業所）
②　昭和 58 年４月 21 日か 62 年 12 月 30 日まで（Ａ事業所）
③　平成６年１月 15 日から同年 11 月７日まで（Ｂ事業所）

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

しかし、Ａ事業所には、昭和 55 年５月 20 日から 62 年 12 月 30 日まで勤務し、退職時まで健康保険被保険者証を使っていた覚えがある。また、Ｂ事業所Ｃ営業所では、Ｄ業務として働いていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、Ａ事業所の元事業主が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び同資格喪失確認通知書並びに当該事業所の元顧問社会保険労務士が保管する被保険者名簿によれば、申立人は、昭和 57 年３月 21 日に資格を取得した後、58 年４月 21 日に資格を喪失していることが確認でき、当該資格の得喪日は、申立人に係る当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致している。

また、Ａ事業所の元事業主及び元同僚の証言によれば、申立人が昭和 57 年３月 21 日より前から当該事業所で勤務していたことはうかがえるが、当該元事業主は、「申立人から手取り給与が減ると困るので保険には入りたくないとの申出があったため、当初は厚生年金保険の加入手続は行っておらず、給料から保険料

は控除していなかった。」と証言している。

さらに、申立人に係るＡ事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録によれば、申立人は、昭和 58 年４月 21 日に資格を喪失した後、同年５月２日に健康保険被保険者証が返納され、健康保険法第 55 条に基づく被保険者資格喪失後の継続療養の給付を受けていたことが確認できる上、Ｅ市は、「申立人は、昭和 58 年４月 21 日から 63 年１月 26 日まで国民健康保険の被保険者となっていた記録がある。」と回答している。

加えて、雇用保険の加入記録によれば、申立人は、Ａ事業所において、昭和 57 年３月 21 日に被保険者資格を取得し、58 年４月 20 日に離職していることが確認できる。

申立期間③について、申立人は、「Ｂ事業所Ｃ営業所で、Ｄ業務として働いていた。」と主張しているところ、Ｂ事業所Ｃ営業所の元所長は、「Ｄ業務の者とは社員としての雇用契約をしていなかった。トラックを賃貸契約し、物品を渡し、後は全部個人持ちだった。健康保険及び年金は各個人で加入することとなっていた。」と証言しており、当該元所長がＤ業務だったと記憶する複数の者も、オンライン記録において、当該事業所の厚生年金保険被保険者として氏名は見当たらない。

また、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間③は国民年金に加入し、国民年金保険料を申請免除していることが確認できる。

さらに、Ｅ市は、「申立人は、平成５年 12 月 21 日から 20 年４月１日まで国民健康保険の被保険者となっていた記録がある。」と回答している。

加えて、申立人の申立期間③における雇用保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金　事案 1502

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 12 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 37 年６月 17 日から 39 年５月１日まで

年金事務所で年金記録の確認を行ったところ、昭和 37 年６月 17 日から勤務したＡ事業所での厚生年金保険の被保険者期間が 39 年５月１日からとなっている。

昭和 37 年６月 17 日から勤務をしていたのは事実なので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 37 年６月 17 日にＡ事業所本社に入社し、その後同事業所Ｂ工場へ転勤した。」としており、申立人の勤務状況の説明により、申立人がＡ事業所に勤務していたことはうかがえるが、Ａ事業所Ｂ工場の健康保険厚生年金保険被保険者原票では昭和 39 年５月１日に同事業所同工場にて厚生年金保険の資格を取得しており、同日は申立人のＡ事業所での厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出日であることが確認できる。

また、申立人はＡ事業所での同僚、上司及び事務担当者を記憶しておらず、Ａ事業所本社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同被保険者原票並びに同事業所Ｂ工場の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる者から聴取したが、申立人を記憶している者はおらず、勤務期間を特定することができなかった。

さらに、Ａ事業所の担当者は、「申立期間当時の辞令簿には申立人の氏名は無いので、正社員ではなかった可能性が高く、厚生年金保険にも加入していなかったのではないかと考える。当時は異動等によって立場が変わり、厚生年金保険に加入することもあった。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料、周辺事情は見当たらない。
　これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金　事案1503

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③及び④について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和５年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和60年11月９日から61年４月１日まで
（A船舶所有者、B船舶）

②　昭和61年６月27日から62年６月30日まで
（C船舶所有者、D船舶）

③　昭和62年11月７日から63年８月28日まで
（E船舶所有者、F船舶）

④　平成元年４月３日から２年５月８日まで
（C船舶所有者、G船舶）

年金事務所に船員保険の年金加入期間を照会したところ、申立期間①、②、③及び④について船員保険に加入した事実が無い旨の回答を得た。船員手帳の記録から、申立期間に船員として勤務したことは明らかなので、申立期間①、②、③及び④を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が提出した船員手帳の記録により、申立人は、A船舶所有者のB船舶で、機関長として、昭和60年11月９日に雇入れ、61年３月31日に雇止めの記録が確認できる。

しかし、オンライン記録によれば、A船舶所有者は、船員保険の適用事業所として確認できない上、A船舶所有者の所在地を管轄する法務局及びB船舶の船籍港の住所地を管轄する法務局に照会したが、「B船舶の登記は確認できない。」との回答しか得られなかった。

また、申立人の船員手帳にB船舶の船長として記録されている者の船員保険の記録を調査したところ、申立期間①について、雇入れ時の船長のオンライン記録

は確認できず、雇止め時の船長の船員保険の記録は確認できない。
なお、A船舶所有者は解散しており、A船舶所有者の関係者の所在も不明であることから、申立人に係る船員保険の適用について証言を得ることはできない。
申立期間②について、申立人が提出した船員手帳の記録により、申立人は、C船舶所有者のD船舶で、二等機関士として、昭和61年6月27日に雇入れ、62年6月29日に雇止めの記録が確認できる。
しかし、C船舶所有者の元役員は、「申立期間②当時、年金をもらう年齢になってから船に乗る人は船員保険に加入することを希望しないため、事業所が保険料を全額負担して、民間の保険に加入するのが一般的だった。申立人は、船員保険に加入していなかったと思う。」と回答している。
また、C船舶所有者の所在地を管轄する法務局に照会したが、「D船舶の登記は確認できない。」との回答しか得られなかった。
なお、C船舶所有者は解散しており、申立期間②当時の資料を得ることができないことから、申立人に係る船員保険料控除の状況について確認することはできなかった。
申立期間③について、申立人が提出した船員手帳の記録により、申立人は、E船舶所有者のF船舶で、三等機関士として、昭和62年11月7日に雇入れ、63年8月27日に雇止めの記録が確認できる。
しかし、オンライン記録によれば、E船舶所有者は、船員保険の適用事業所として確認できず、E船舶所有者の元役員は、「F船舶はE船舶所有者の船だったが、船員保険の適用については分からない。」と回答している。
また、申立人の船員手帳にF船舶の船長として記録されている者の船員保険の記録を調査したが、申立期間③について船員保険の記録は確認できず、当該船長は、「E船舶所有者が、船員保険の適用を受けていたかどうかは分からない。自分は、船員保険に加入せず、損害保険に加入していた。」と証言している。
なお、商業登記簿謄本によれば、E船舶所有者は解散し、F船舶は外国に売船されていることから、申立期間③当時の資料を確認することができず、申立人に係る船員保険の適用について証言を得ることはできなかった。
申立期間④について、申立人が提出した船員手帳の記録により、官庁公認印は無いものの、申立人は、C船舶所有者のG船舶で、電機士として、平成元年4月3日に雇入れ、2年5月7日に雇止めの記録が確認できる。
しかし、申立人の船員手帳にG船舶の船長の名前は記録されておらず、申立人は、「G船舶は外国籍の船であり、船長及び同僚は外国人だった。」と述べている。
また、C船舶所有者の元役員は、「G船舶はH船籍の船だった。」「申立期間④当時、年金をもらう年齢になってから船に乗る人は船員保険に加入することを希望しないため、事業所が保険料を全額負担して、民間の保険に加入するのが一般的だった。申立人は、船員保険に加入していなかったと考える。」と回答して

いる。
なお、Ｃ船舶所有者は解散しており、申立期間④当時の資料を得ることができないことから、申立人に係る船員保険料控除の状況について確認することはできなかった。
申立期間①、②、③及び④について、申立人は、船員手帳に記載された雇入年月日及び雇止年月日をもって当該期間が船員保険の被保険者期間に該当するのではないかと申し立てているが、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではないため、申立人が所持する船員手帳に記載の雇入年月日及び雇止年月日をもって、当該期間について、直ちに船員保険に加入したことにならず、また、申立人は、当該期間について、船員保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料を有していない。
また、Ｉ市の記録によれば、申立期間①、②、③及び④を含む昭和 60 年７月７日の資格取得日から平成 20 年４月１日の資格喪失日までの期間、申立人は継続して国民健康保険の被保険者であったことが確認できる。
さらに、船員保険年金証書によれば、申立人は昭和 60 年７月に老齢年金の受給権を取得したことが確認できるが、申立期間①、②、③及び④において、仮に船員保険に加入していたのであれば、在職老齢年金として裁定額の全額または一部について支給停止を受けるべきであるものの、申立人に裁定額全額が支給されていることが確認でき、申立人は、申立期間①、②、③及び④について船員保険に加入していなかったことがうかがえる。
このほか、申立人の申立期間①、②、③及び④における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。
これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①、②、③及び④に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金　事案1504

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和３年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和29年１月６日から同年９月１日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。申立期間に、Ａ社Ｂ事業所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人が提出したメモから、申立人が申立期間にＡ社Ｂ事業所に在職していたことはうかがわれる。

しかし、「連合国軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」（厚生省保険局長通知、昭和26年７月３日保発第51号）により、昭和26年７月１日以降、非軍事的業務に使用される者は、ＰＸ（物の販売事業）に使用される者を除き、厚生年金保険の強制被保険者として取り扱わないとされていたところ、申立人は、「Ａ社の中でＣ職として勤務していた。」と主張していることから、同通知に基づき、厚生年金保険の適用対象者ではなかったものと考えられる。

また、年金事務所が管理する厚生年金保険の適用事業所に係る事業所名簿において、Ａ社があったとするＤ県で、Ａ社Ｂ事業所という名称の適用事業所は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金　事案1505

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和５年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和19年７月１日から20年３月４日まで

年金事務所に船員保険の加入記録を照会したところ、申立期間について船員保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

申立期間に勤務していたことを記録した自分史があるため、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

Ａ船舶所有者の船員の記録を管理するＢ事業所から提出された申立人の乗下船年月日が記載されている台帳から、申立人は、申立期間においてＡ船舶所有者の船員として勤務していたことは確認できる。

しかし、上述の台帳によれば、申立人は、昭和19年５月31日から20年３月３日までの期間については、船名欄に予備と記載されており、船舶名を確認することはできず、Ｂ事業所は、「申立期間について、申立人は、予備船員のため、船員保険には加入しておらず、申立人の給与から船員保険料を控除していない。」と回答している。なお、船員保険法において、予備船員（船舶に乗り組むために雇用されているが、船内で使用されていない者）を船員保険の被保険者とする制度が開始されたのは、同年４月１日以降である。

また、申立人に係る船員保険被保険者台帳によれば、申立人は、昭和20年３月５日に船員保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間は被保険者期間として確認できない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金　事案1506

第１　委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和13年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　平成７年７月25日

②　平成７年12月25日

③　平成８年７月25日

年金事務所に厚生年金加入期間について照会を行ったところ、Ａ事業所での申立期間の賞与に係る記録が年金記録に反映されていないことに気付いた。賞与明細書から、保険料控除されていることが確認できるので、申立期間の賞与に係る年金記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、「平成７年７月、同年 12 月及び８年７月における賞与から、保険料控除がされていることは賞与明細書から明らかである。保険料控除をしておきながら、年金額算定の基礎とならないのはおかしい。」と主張しているところ、申立人の所持する賞与明細書において、申立期間に支給された各賞与から、それぞれ支給額の 1,000 分の５に相当する厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかし、制度上、賞与から控除された厚生年金保険料を年金給付額に反映させる総報酬制が導入されたのは平成 15 年４月１日からであり、７年４月から 15 年３月までの期間については、賞与から控除された厚生年金保険料は特別保険料とされ、当該保険料は年金額の計算の基礎とはならないこととされていた。

したがって、申立人の申立期間に係る賞与から控除された厚生年金保険料は、年金給付額に反映されない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

静岡厚生年金　事案 1507

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　昭和 11 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 27 年６月１日から 34 年９月 16 日まで

社会保険事務所（当時）へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約４か月半後の昭和 35 年１月 28 日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、昭和 47 年１月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。